

郡山市営住宅の定期入居決定に関する要綱

平成24年7月29日制定
令和2年3月18日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和5年5月29日一部改正
[建設部住宅政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市営住宅条例（平成9年郡山市条例第31号。以下「条例」という。）第41条の2に規定する市営住宅の入居の決定（以下「定期入居決定」という。）に関し、郡山市営住宅条例施行規則（平成10年郡山市規則第1号。以下「規則」という。）及び郡山市営住宅条例施行要綱（平成10年3月19日制定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 定期入居決定住戸 定期入居決定を受けた者又は受ける者が居住する住戸をいう。
- (2) 一般住戸 条例第2条第1号に掲げる住宅のうち、定期入居決定住戸以外の住戸をいう。

(定期入居決定住戸の選定基準)

第3条 条例第41条の2第1項に規定する周辺地域の状況その他の実情に照らして住宅政策上特に必要があると認める市営住宅は、利便性、文教的地域性等の点で立地条件に優れ、入居希望者が多数存在する住宅として別表に掲げるとおりとする。

(募集)

第4条 市長が、定期入居決定住戸の入居者を募集する際は、予め入居期間の期限がある旨を明示するものとする。

(同居親族の異動)

第5条 定期入居決定住戸に入居している者は、入居後に同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）に異動があり、条例第41条の2第1項各号に定める条件を満たさなくなった場合においても、同項により決定された期間内は当該住戸に入居できるものとする。

(定期入居決定住戸の申込み等)

第6条 定期入居決定住戸と一般住戸の同時募集の場合には、重複して申込みできないものとする。

2 条例第41条の2第5項の通知を受けた者（現に定期入居決定住戸に入居する者に限る。）が、条例第6条第1項又は第2項の条件を具備するものであって、かつ、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第5条第3号に該当する場合には、一般住戸への入居を申し込むことができる。

3 前項の申請及びその承認の決定等に関する手続きについては、規則第7条の規定を準用する。

(入居決定の通知)

第7条 条例第41条の2第1項の規定により定期入居決定をする場合において、条例第8条第2項の規定によりその旨を通知するときは、市営住宅定期入居決定通知書(第1号様式)によるものとする。

(定期入居決定に関する説明)

第8条 条例第41条の2第3項の説明は、市営住宅定期入居決定に関する説明書(第2号様式)を交付することにより行うものとする。

(入居期間が満了した旨の通知)

第9条 条例第41条の2第5項の通知は、市営住宅定期入居決定に関する入居期間満了通知書(第3号様式)により行うものとする。

(入居期間の延長等)

第10条 条例第41条の2第6項ただし書に規定する特別の事情とは、入居者又は同居する親族について次の各号のいずれかに掲げる条件に該当するものとする。

(1) 病気にかかっているとき。

(2) 災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 近い将来において退職する等の理由により、収入が著しく減少することが確実に見込まれるとき。

(4) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 条例第41条の2第6項ただし書による定期入居決定の期間を延長することができる期間は、入居期間の満了する日から起算して1年を超えない範囲内において市長が必要と認めて指定する期間とする。

3 定期入居決定の期間の延長の申請は、当該定期入居決定につき、1回限りとする。

第11条 規則第25条の5第2項の規定による通知は、市営住宅定期入居決定に関する入居期間延長承認通知書(第4号様式)により行うものとする。

(入居承継の承認等の通知)

第12条 規則第25条の6第3項の規定による通知は、市営住宅定期入居承継承認(不承認)通知書(第5号様式)により行うものとする。

(新たな子の出生等に伴う入居期間の延長の特例)

第13条 第10条第1項各号の規定のほか、定期入居決定後における次の事由は、条例第41条の2第6項ただし書きに規定する特別の事情とする。

(1) 新たな子の出生による異動届の提出

(2) 婚姻等による配偶者及び子の同居承認

2 前項の場合における条例第41条の2第6項ただし書による定期入居決定の期間を延長することができる期間は、新たに同居する子が満20

歳に達するまでの期間とする。

3 前2条の規定は、第1項各号の事由が生じたことに伴う定期入居決定の期間の延長について準用する。

4 第1項各号の事由による定期入居決定の期間の延長の申請は、第1項各号の事由が生じた都度、行うことができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	位置	戸数
鶴見坦市営住宅	郡山市鶴見坦一丁目地内	52のうち35を上限とする

第1号様式（第7条関係）

郡山市指令 第 号

市営住宅定期入居決定通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付で申込みのあった市営住宅の入居について、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

郡山市長



記

定期入居決定	所在地	
	市営住宅名 住宅番号	
住 戸	家 賃	月額 円（ 年 月～ 年 月）
	敷 金	円
定期入居決定の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
指定する入居日	年 月 日	
入居の期限	年 月 日	

備考

- 1 申込書に記載された家族以外の者は、入居できません。入居家族以外の者を同居させたいときは、入居完了後に、別に市営住宅同居承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければなりません。
- 2 この通知の日から10日以内に入居の手続きをしないときは、入居の決定を取り消します。なお、やむを得ない事情によりこの期間内にこれらの手続きをすることができないときは、当該期間内に市営住宅入居手続猶予申請書を市長に提出してください。
- 3 指定する入居日から20日以内に入居しないときは、入居の決定を取り消します。なお、入居の手続の猶予の承認を受けた場合には、別に入居日を指定し、通知します。
- 4 敷金は明渡しの際に還付しますが、利子はありません。

第2号様式（第8条関係）

市営住宅定期入居決定に関する説明書

年 月 日

様

郡山市長



下記住宅の入居を決定するに当たり、下記のとおり説明します。

記

説明事項	1 下記住宅の入居の決定は、その更新がなく、かつ、期間の満了によってその効力が失われます。 2 期間が満了するときまで下記住宅を明け渡さなければなりません。
住宅の所在地	
住宅の名称及び番号	
定期入居決定の期間	年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式（第9条関係）

市営住宅定期入居決定に関する入居期間満了通知書

年 月 日

様

郡山市長



年 月 日付指令 第 号で入居を決定した下記住宅については、入居期間の満了によりその効力が失われますので、期間が満了する日までに当該住宅を明け渡すよう通知します。

記

住 宅 の 所 在 地	
住 宅 の 名 称 及 び 番 号	
定 期 入 居 決 定 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

第4号様式（第11条関係）

市営住宅定期入居決定に関する入居期間延長承認通知書

年 月 日

様

郡山市長



年 月 日付で申請のあった市営住宅の入居期間の延長について、下記のとおり承認します。

記

住 宅 の 所 在 地	
住 宅 の 名 称 及 び 番 号	
当初の定期入居決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
当初の明渡し期限	年 月 日
延長後の定期入居決定期間	年 月 日から 年 月 日まで

第5号様式（第12条関係）

市営住宅定期入居承継承認（不承認）通知書

年 月 日

様

郡山市長



年 月 日付で申請のあった市営住宅の入居の承継について、下記のとおり承認します（承認できません）。

記

住 宅 の 所 在 地		
住 宅 の 名 称 及 び 番 号		
入居の承継者及び同居者	氏 名	続 柄
条 件 ※不承認の場合はその理由		

定期入居決定の期間	年 月 日から 年 月 日まで
-----------	-----------------